

# 待避所開設・運営に係る基本方針

令和2年5月20日

浦安市

## 1 本方針の目的

本市では震災時に開設する「指定避難所」と、風水害時に一時的に身の安全を確保する場所の違いを明確化するため、浦安市地域防災計画（令和2年度修正）において、風水害時の避難所の名称を「待避所」とする等、対策を講じているところである。

本方針は、風水害発生時に円滑に待避所の運営がなされるよう、待避所の開設の考え方や運営の流れを明確にするためのものである。

## 2 待避所とは

待避所とは、市が発令する避難情報によるものではなく、風水害等発生のおそれがある場合に、住民が自己の判断で身の安全を確保するため、早期にかつ一時的に待避する場所を提供することを目的として開設する場所であり、また、市が発令する避難情報に基づき、住民が一時的に待避を行う場所を提供することを目的として開設する場所である。

なお、「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保や、安全な親戚・知人宅への避難が可能な人は、待避所へ行く必要がないことに留意するものとする。

## 3 待避所の開設

### (1) 開設方針

待避所の開設については市が発令する避難情報によるものではなく、住民が自己の判断で身の安全を確保するため、早期にかつ一時的に待避する場所を提供することを目的として開設する待避所（1次開設）と、市が避難情報を発令する際、立退き避難を行う住民が一時的に待避する場所を提供することを目的として開設する待避所（2次開設）の2段階に分けて開設するものとする。

なお、待避所の運営は市が主体となって行うものとし、必ず施設すべてを開設するのではなく、災害の規模や状況に応じて開設する施設を判断するものとする。

また、待避所を1次開設する際には、同時にペット専用待避所を開設するものとする。

ただし、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、すべての待避所で同伴避難<sup>※1</sup>とする。

※1 人と一緒に避難し、人と同じスペースで飼養することを指す。

## (2) 開設基準

### ① 待避所 1 次開設基準

市は、以下のア又はイの状況が発生する等、待避所の開設が必要と認められる場合、待避所 1 次開設を行うものとする。

ア 気象警報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が 70%以上）とき

イ 住民からの避難に関する問い合わせが多数寄せられている

### ② 待避所 2 次開設基準

避難勧告等を発令すると同時に待避所 2 次開設を行うものとする。

## (3) 開設施設

### ① 待避所 1 次開設施設

市は、待避所 1 次開設基準に該当すると判断した場合、原則として以下の施設を開設するものとする。なお、必ず以下の施設すべてを開設するのではなく、災害の規模や状況に応じて開設する施設を判断するものとする。（開設施設の追加も考えられる）

#### ア 待避所 1 次開設施設

No.	施設名称	住所
1	当代島公民館	当代島 2-14-1
2	中央公民館	猫実 4-18-1
3	堀江公民館	富士見 2-2-1
4	美浜公民館	美浜 5-13-1
5	富岡公民館	富岡 3-1-7
6	日の出公民館	日の出 4-1-1
7	高洲公民館	高洲 5-3-2
8	南小学校	堀江 5-4-1
9	東小学校	猫実 1-11-1
10	舞浜小学校	舞浜 2-1-1
11	北部小学校	北栄 3-20-1

#### イ ペット専用待避所施設<sup>※2</sup>【1次開設】

No.	施設名称	住所
1	交通公園	美浜 2-15-1
2	当代島公民館駐車場	当代島 2-14-1

- ※2 **ペット同行避難者**を受け入れる待避所を指す。ペット同行避難とは、ペットをケージ等に収容し、一緒に避難することを指し、待避所内の人と同じスペースでペットを飼養することを指すものではない。

## ウ 新型コロナウイルス感染が疑われる避難者への対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで待避所から市川健康福祉センターに連絡し、その指示に従うものとする。
- ・一時的に待避所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫をする。

### ② 待避所2次開設施設【原則として公立の小中学校等を開設する】

状況に応じて学校施設等を2次開設施設として開設する。原則として避難勧告等を発令する際は2次開設施設を開設するものとする。なお、必ず施設すべてを開設するのではなく、災害の規模や状況に応じて開設する施設を判断するものとする。(開設施設の追加も考えられる)

## 4 待避所の運営

### (1) 待避所運営の役割分担

待避所の運営に関わる者	役割
災害対策本部（総括対策部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待避所の開設及び閉鎖の決定・広報を行う</li> <li>・各待避所の避難者数や現況等を把握し、問題がある場合はその対策を検討、実施する</li> </ul>
避難対策部 待避所担当職員 <sup>※3</sup> 施設管理者 <sup>※4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待避所の開設、運営、閉鎖を行う</li> <li>・各待避所の避難者数や現況等を把握し、問題がある場合はその対策を検討、実施する</li> </ul>
避難者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難中に必要となる食料・飲料水や日用品等を用意する</u><sup>※5</sup></li> <li>・待避所までの移動は、細心の注意を払って行う</li> </ul>

※3 市は、1次開設施設及び2次開設施設について、市外在住の市職員を中心に、待避所担当職員をあらかじめ指名するものとする。

※4 学校施設については、学校教職員に対して待避所の開設・運営への協力を要請するものとする。

※5 待避所では、原則として食料・飲料水や日用品の提供は行わないものとする。

(2) 待避所運営の全体像

